

# 景観形成重点地区(白沢地区)景観計画 ~概要版~

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいる。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」に指定するものである。

現在の白沢宿の景観



将来の景観像イメージ



## 1 景観形成重点地区の区域

白沢町のうち白沢宿を中心とした下図に示す地区。



(凡例)

— 区域

..... 旧奥州街道

## 2 景観形成重点地区の目標及び方針

### 【景観形成の目標】

歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出

### 【景観形成の方針】

- ① 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。
- ② 継承されてきた特徴ある敷地形状を守り、活かす。
- ③ 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。
- ④ 水と緑により、楽しく歩ける歩行空間を演出する。
- ⑤ 伝統ある文化の継承と、地域力を活用した賑わい景観を創出する。

## 3 良好な景観形成のための行為の制限

### (1) 届出対象行為

種別	届出対象
①建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
②工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
③建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物, 工作物の全体の1/2(50%)を超えるもの
④その他	1ヘクタールを超える開発行為

#### 【経過措置について】

景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物、及び許可を受けて掲出されている屋外広告物については、次の更新時(建築物・工作物の建替え・修繕, 色の塗替え, 屋外広告物の表示内容・デザインの変更など)に、届出対象となり、景観形成基準が適用されます。

### (2) 建築物及び工作物に関する行為の制限 <景観形成基準>

項目	景観形成基準		
外部空間	規模・形状	○継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため、敷地形状の変更は行わないように努める。	
	敷地の境界部	○塀や柵は、生垣又は木材を使用したものとし、高さは視線の通る1.5m以下とする。 ○旧奥州街道(※1)に面する境界部において、建築物が後退している場合や空地、駐車場とする場合は、まちなみの連続性に配慮し、塀や生垣等の設置に努める。	
建築物・工作物等	建築物の高制限	○原則、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。	
	形態意匠	形態	○歴史的な風情を残す建築物の外観や、大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○宿場町の歴史的な趣きに配慮し、和風デザインを採用するなど、周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○木材や石材などの自然素材を効果的に使用し、宿場町の風情の演出に努める。 ○屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め、素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		色彩	○外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし、基調色(※2)は別表1のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の1/20(5%)以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
	設備機器	○室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。	
	照明	○柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。	
	自動販売機	○旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は、周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。	
緑の保全・緑化等	○崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○通りを流れる掘割の適正な維持、管理をし、水と緑が調和した潤い景観形成に努める。 ○有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには、良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。		
その他	○市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。		

※1 旧奥州街道…「1景観形成重点地区の区域」の区域図において水色で示した道路を指す。

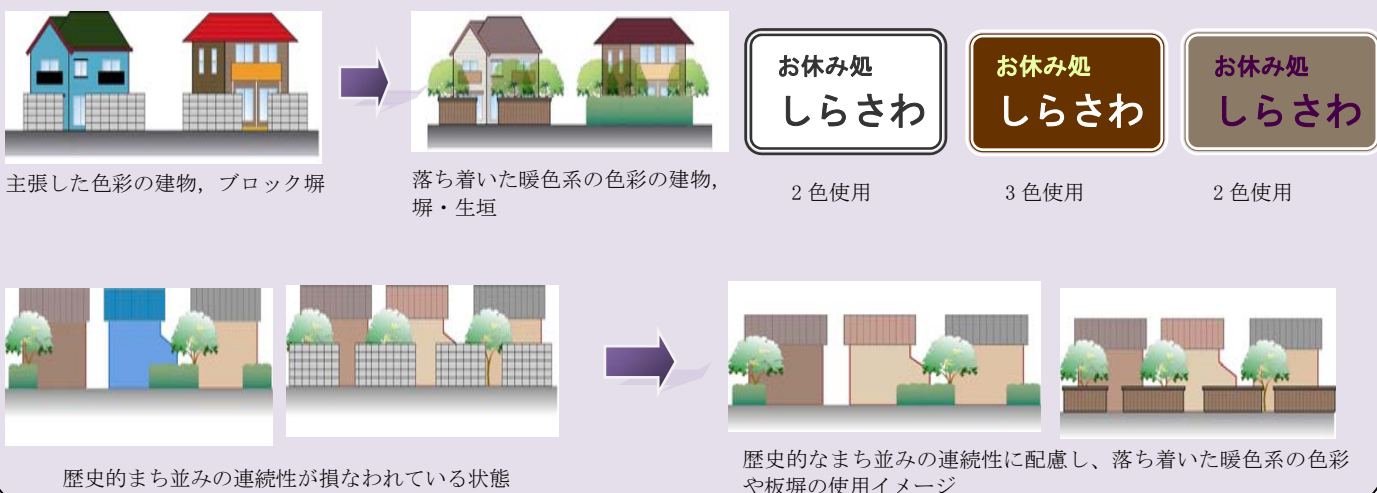
※2 基調色…建築物等の基本となる色彩であり、建築物等全体の大半を占める色彩。

#### 4 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限

表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が2㎡を越える場合は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、以下の基準に沿った許可申請が必要になります。(掲出できるのは自家用広告物のみ)

項目		景観形成基準
共通基準	意匠 (形態・色彩等)	○歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。 ○色彩は、地色(文字以外の部分)を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表2)ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。 また、使用できる色彩数(地色を含む)は3色以内とする。 ○素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。
	総表示面積	○1敷地内の表示面積の合計は6㎡以内とする。
	配置・位置	○高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。 ○道路上に張り出さない位置とする。
	種別	○自家用広告物のみとする。
	その他	○広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。
種類別基準	屋上広告物	○最上階の屋上には表示しない。 ○表示基数は1基までとする。 ○表示面積は、3㎡以内とする。
	独立広告物	○表示しない。
	壁面広告物	○表示基数は2基までとする。 ○表示面積の合計は、3㎡以内でかつ壁面積の1/20(5%)以内とする。 *ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。
	突出広告物 (袖看板)	○突き出し幅は建築壁面より1m以下とし、道路面への突き出し不可とする。 ○設置位置は建物の軒高さ以下とする。 ○表示基数は1基までとする。 ○表示面積は、1.5㎡/面以内、3㎡/基以内とする。
	その他	○上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

#### ■ 景観形成のイメージ

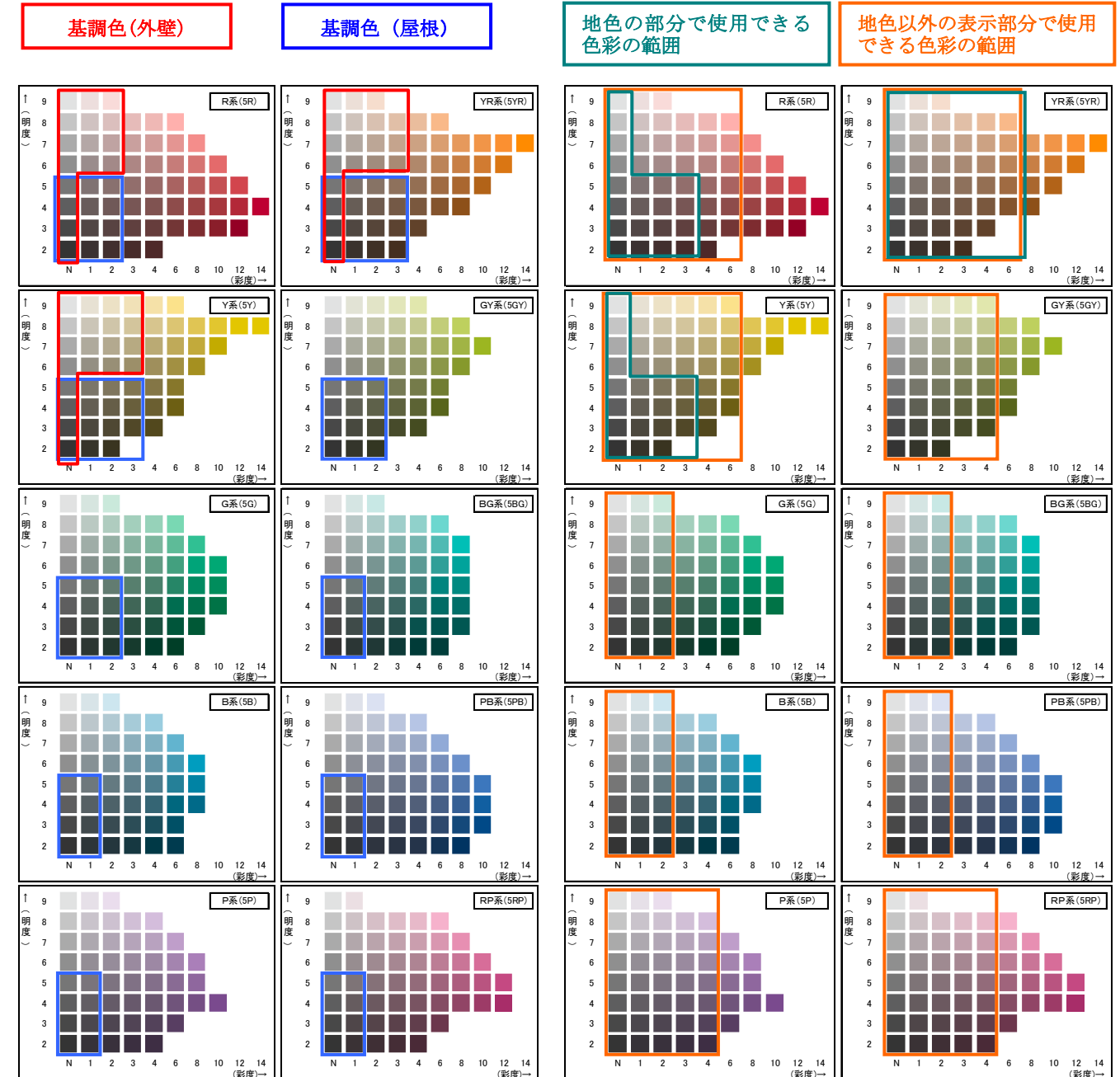


#### 別表1 建築物等の色彩制限について

	色相	明度	彩度
外壁	YR(黄赤), Y(黄)	6以上	3以下
	R(赤)	6以上	2以下
	上記以外の色相は使用しない		
屋根	N(白~黒)	—	—
	YR(黄赤), Y(黄)	5以下	3以下
	R(赤), GY(黄緑), G(緑)	5以下	2以下
	上記以外の色相		
	N(白~黒)	5以下	—

#### 別表2 屋外広告物の色彩制限について

	色相	明度	彩度
地色部分	YR(黄赤)	—	6以下
	R(赤), Y(黄)	5以下	3以下
	上記以外の色相は使用しない		
表示部分	N(白~黒)	—	—
	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	—	6以下
	G(緑), GY(黄緑), P(紫), RP(赤紫)	—	4以下
	BG(青緑), B(青), PB(青紫)	—	2以下
	N(白~黒)	—	—



※色票は各色相の中央色(5R)のみを示していますが、例えばR系の色(0.1R~10R)は全て同様の範囲を使用色とします。  
※印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

#### ■ お問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ TEL. 028-632-2568 FAX. 028-632-5421  
E-mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp